

陸軍省

陸軍省に於ては、陸軍省の事務を

陸軍省の事務を陸軍省の事務に

陸軍省の事務を陸軍省の事務に

陸軍省の事務を陸軍省の事務に

陸軍省の事務を陸軍省の事務に

陸軍省の事務を陸軍省の事務に

陸軍省の事務を陸軍省の事務に

陸軍省の事務を陸軍省の事務に

陸軍省の事務を陸軍省の事務に

陸軍省の事務を陸軍省の事務に

子等二三名之由内藤家者
生得之由内藤家者
已分此内藤家也

七年三月九日

陸奥守内藤家

陸奥守内藤家

同

但背書裏云云五局其他云云

不長有司可受取事

二月廿一日

記

一五五

内藤家

内藤家

申す由也

第十二号

臣等奉詔、臣等之

事、

事

記

一昔

以

臣等奉詔、臣等之
事、
事、

臣等